

[事案 2023-180] 認知症保険金支払請求

・令和7年3月17日 裁定打切り

<事案の概要>

認知症保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年9月に血管性認知症と診断されたため、同年4月に契約した組立型保険にもとづき認知症保険金を請求したところ、契約前に認知症の疑いがあると指摘されたことが判明したとの理由により、契約が無効となり、認知症保険金は支払われなかった。しかし、以下の理由により、認知症保険金を支払ってほしい。

- (1) 契約前に認知症の検査は受けていない。
- (2) 令和元年に主治医から認知症の疑いがあると指摘された覚えはなく、カルテにもそのような記載はない。
- (3) 主治医が作成した保険会社への回答書の記載について、訂正書を書いてもらい、「本人に対して認知症と診断または疑いがあると指摘した」という回答は白紙になった。
- (4) 物忘れがあることが、直ちに認知症であることにはならない。

<保険会社の主張>

本件に関し、主治医に対して確認を行ったところ、「令和元年に申立人本人に対して認知症と診断または疑いがあると指摘した」との回答があったことから、約款の規定により本契約は無効となるため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 保険会社が調査したところ、主治医は「令和元年に申立人本人に対して認知症と診断または疑いがあると指摘した」との回答をしており、これにもとづくと本契約は約款の規定により無効となるが、その後、医師は、カルテの「物忘れがある」との記載をもって認知症と診断したことは誤りとして、回答を訂正した。
- (2) 医師による訂正の意味は、「認知症の疑いがある」ことまでも否定する趣旨なのか、あるいは「認知症の疑いがあると指摘した」という事実が誤りであるのかが不明であり、本件を判断するためには、各医療機関のカルテ、検査記録の提出を求め、あるいは医師を含めた各病院の医師等第三者の証人尋問等を行うことが必要であるところ、裁定審査会にはかかる権限がなく、裁判所の審理に委ねることが妥当と考える。